



地域とともに生きる

令和5年9月29日

お客さま各位

瀬戸信用金庫

「インボイス制度」への当金庫の対応について

平素は、瀬戸信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和5年10月1日より、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始され、お客さまが当金庫に対して、各種手数料等をお支払いいただいた場合、お客さまは、当金庫の交付する適格請求書（以下、インボイスという）にもとづいて、消費税の仕入税額控除を受けることができます。

これに伴い、当金庫は、インボイス制度への対応方法につきまして、下記のとおりいたしますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 営業店窓口等でお支払いいただいた各種手数料等について

営業店窓口等でお支払いいただいた場合、お客さまからのお申出に応じてインボイスの要件を満たした「領収書」「インボイス管理票」等を発行いたします。

2. 自動振替でお支払いいただいた各種手数料等について

預金口座より自動振替等の方法でお支払いいただいた各種手数料等につきましては、お客さまからのお申出に応じて、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」を発行いたします。

3. A T Mでのお取引について

A T Mでのお取引につきましては、発生する手数料は原則として3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機におけるお取引」に該当し、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

したがって、A T Mから出力される「ご利用明細」については、インボイス制度に対応する様式改正は実施いたしませんので、ご了承ください。

4. 投資信託取引でお支払いいただいた各種手数料等について

法人のお客さまは、お取引ごとに「適格請求書（インボイス）」を発行し、ご郵送いたします。

個人のお客さまは、お申し出に応じて「適格請求書（インボイス）」を発行いたします。

(参考)

当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

瀬戸信用金庫

T 4 1 8 0 0 0 5 0 0 8 8 1 0

以 上